大江橋法律事務所
OH-EBASHI

Vol.12

知的財産 -Intellectual Property- Newsletter

〈2017年12月号〉

Contents

1 | 知財訴訟における損害額の適正化について

2 | 盗難防止タグに関する特許権の侵害訴訟において、控訴人が主張する盗難防止タグを被控訴人が製造・販売していないと認定した事例
知財高裁（4部）平成29 年10月3 日判決

3 | パンツ型使い捨ておむつに関する発明について、特許無効審決を請求した者が、特許法123条2項の利害関係人に当たらないと判断した審決を取消し、利害関係人該当性を肯定した事例
知財高裁（3部）平成29年10月23日判決

4 | 商標法4条1項11号該当性を肯定して審決を取り消した事例
知財高裁（1部）平成29年10月25日判決

5 | 建築の著作物の著作者性を否定した事例
知財高裁（3部）平成29年10月13日判決

6 | 秘密保持契約違反の成否に関し、秘密情報性を否定した事例
東京地裁（40部）平成29年10月25日判決

知財訴訟における損害額の適正化について

松田 誠司
Seiji Matsuda
PROFILEはこちら

本稿では、知財訴訟における損害額の在り方について、現在、どのような検討がなされているかをご紹介いたします。

特許法を始めとする知的財産権（特許権等）においても、不法行為について規定する民法709条[1]が適用されますが、特許権等侵害行為は市場において行われるものであり、権利者がその損害額を把握することは極めて困難です。そこで、特許法等において、損害額の計算に関する特別規定が置かれています[2]。また、平成10年には、逸失利益の立証の容易化を目的として、侵害者が販売した侵害品の数量を権利者が販売し得たとの推定の下、権利者の実施能力に応じた額を超えない限度において、その数量に権利者の利益を乗じて得た額を損害の額とする規定（特許法102条1項）を新設する等の改正がなされました。

このように、これまで損害額の適切な算定を図るための法整備が図られてきたわけですが、一部には、特許権侵害事案における損害額は依然として低いままであるとの理解に基づき、懲罰的損害賠償制度または追加的損害賠償（懲罰的損害賠償等）の導入を求める意見も存在しています[3]。また、明文に規定のない「寄与率」といった概念によって損害額が減額されることへの疑問も出されています。

もっとも、特許法の各規定も民法709条に基づくものである以上、いわゆる填補賠償原則が妥当すると考えられます。すなわち、不法行為における「損害」とはいわゆる実損を指すのであって、懲罰的損害賠償制度等は、「我が国における不法行為に基づく損害賠償制度の基本原則ないし基本理念と相いれないものである」と解するのが一般的な理解です[4]。

これらの意見を踏まえたうえで、「知的財産推進計画2016」では、懲罰的損害賠償制度等の導入は見送り、損害額算定のための考慮要素の明確化やデータベースの作成等について検討を進めることが盛り込まれました。

このような経緯を経て、現在、特許庁では「特許権侵害における損害賠償額の適正な評価に関する調査研究」が進められています。同研究は、「発明へのインセンティブの付与と発明の利活用の推進のバランス等の法と経済学の観点から定性的に検討」が行われるとのことであり、将来的に損害額の適正な算定に資することが期待されます。

---

[1]（不法行為による損害賠償）709条　故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
[2] 特許法102条、実用新案法29条、意匠法39条、商標法38条（なお、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）による改正前の規定）、不正競争防止法5条及び著作権法114条等があります。
[3] 2017年4月18日自由民主党知的財産戦略調査会知財紛争処理システム検討会提言「イノベーション促進のための知財司法改革――「特許資産デフレ」からの脱却を目指して――」参照
[4] 萬世工業事件（最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁）

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

盗難防止タグに関する特許権の侵害訴訟において、控訴人が主張する盗難防止タグを被控訴人が製造・販売していないと認定した事例

平野 惠稔
Shigetoshi Hirano
PROFILEはこちら

知財高裁（4部）平成29年10月3日判決（平成29年（ネ）第10022号）裁判所ウェブサイト〔盗難防止タグ特許侵害訴訟事件〕

→裁判例はこちら

本件は、被告・被控訴人Yが被疑侵害物件（盗難防止タグ）を製造・販売していなかったと認定されて、Yの特許侵害による損害賠償請求が棄却された事案です。内容的には個別事案の事実認定につきますが、通常は誰が製造販売しているかについては、原告が証拠を収集した上で提訴し、仮に別の者が製造・販売しているということであれば、原告は、その者に改めて訴訟提起をするなどの方法をとります。最後までこの点が争いになり、結果被告が製造販売していないことを理由として棄却されるということは、珍しい事案ですので、ご紹介します。

1. 原告・控訴人Xは盗難防止タグに関する特許権を有し、Yが製造し、M社に販売している盗難防止タグが、当該特許権を侵害しているとして、損害賠償を求めて提訴しました。

2. YはYの製造する盗難防止タグ用リモコンをM社に販売しており、M社は当該盗難防止タグと当該盗難防止タグ用リモコンをセットで販売しており、XはM社が販売する盗難防止タグは、Yが製造し、M社に販売したものだと主張しました。

原審も控訴審も、M社とK社間の見積書、請求書によって、M社が輸出する盗難防止タグは、K社から購入したものであり、YはM社に当該盗難防止タグを販売していないと認定しました。

3. この認定に沿う証拠として知財高裁は次のような証拠を挙げました。

(1)Yが取引先に交付した説明書には、リモコン等の操作方法に関する記載があるのみで、盗難防止タグに関する言及は一切ない。

(2)M社の従業員の陳述書で、当初は完成品をYがM社に納入する計画であったところ、これを変更して盗難防止タグをK社に発注することとなったことが記載されている。

4. Xは次のような理由で反論しましたが、それぞれ、「←」以下に記載した理由で知財高裁に退けられています。

(1)M社が販売する盗難防止タグは、Y製造のリモコンで操作できるから、盗難防止タグもYが製造したものである。

←盗難防止タグとリモコンでは、動作させるプログラムが大きく相違するので、別人が製造してもおかしくない。盗難防止タグをリモコンで操作できるようにするためには、双方でやりとりするコードの意味付けを統一すればよく、それは、M社においてなしえた。また、当初設計では盗難防止タグもリモコンもYが製造する予定で、開発も進んでいたが、マイコンを安価なものにする設計変更があったため、Yが盗難防止タグを製造しないこととなったということに合理的な理由があるので、盗難防止タグとリモコンの製造者が違うことがおかしいとはいえない。

(2)盗難防止タグの電子基板にYの略称が付されている。

←当初は盗難防止タグもYが開発し、マイコンが変更されてからも、回路図はそのまま使用されているので、そのことからYの略称が残っている可能性を否定できない。

(3)マイコンの設計変更で、盗難防止タグの製造者が、YからK社へ変わったというのは、あまりに短期間で開発がされたことになり不自然である。

←Yが既に行っていたマイコン以外の回路配置の設計については、変更する必要がなかったから、短時間でK社が盗難防止タグを完成させても不自然ではない。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

パンツ型使い捨ておむつに関する発明について、特許無効審決を請求した者が、特許法123条2項の利害関係人に当たらないと判断した審決を取消し、利害関係人該当性を肯定した事例

廣瀬 崇史
Takashi Hirose
PROFILEはこちら

知財高裁（3部）平成29年10月23日判決（平成 28年（行ケ）第10185号）裁判所ウェブサイト〔パンツ型使い捨ておむつ発明事件〕

→裁判例はこちら

Y社は、発明の名称を「パンツ型使い捨ておむつ」とする特許（本件特許）の特許権者で、Xは、本件特許について、特許無効審判を請求（本件審判請求）したところ、Xは特許法123条2項の利害関係人に当たらず、審判の請求人適格を有しないから、本件審判請求は不適法であって却下すべきとの審決が出されました。これを受けて、Xが、知財高裁に審決取消訴訟を提起したのが本件です。

まず、Xの利害関係人該当性を否定した審決の判断の概要は次のとおりです。

- 利害関係人は、本件特許発明にかかるものの実施準備をしており、無効とされるべき特許発明が誤って特許され、保護されることによって不利益を被るおそれがあることを要する。
- Xは、事業化の一環としての特許出願、試作品の製作、既存の紙おむつ製造業者等に対するプレゼンテーション資料の作成や問い合わせ、インターネットサイトへの登録などをしているが、いずれも実施準備に該当せず、無効とされるべき特許発明が誤って特許され、保護されることによって原告が不利益を被るおそれがあるとはいえない。

これに対して知財高裁は、Xが利害関係人に該当すると認定しました。審判手続きにおいても、Xの本人尋問が行われましたが、審決取消訴訟においても、改めて、Xの本人尋問が行われました。Xの陳述内容の概要は次のとおりです。

- Xは、特許権取得のための支援活動等を行う個人事業主で、自らも使い捨ておむつの外形を形成する外層シート等の発明（X発明）、出願等をしている。
- X発明は、紙おむつの外層シートに新たな構造を付加することを特徴とする。
- Xは、実施能力がないので、ライセンスや委託製造の依頼などを考え、製品化の準備として、試作品を製作していた。
- Xは、試作品を製造業者等に持ち込んだことはないが、インターネット上で特許発明の実施の仲介を行う業者や不織布の取扱い業者に、X発明の実施の可能性について尋ねたことはある。
- その際、Xは、X発明を製品化する場合、本件特許に抵触する可能性があると考えていたので、その旨を業者らに伝えたところ、特許権侵害の可能性をクリアしてからでないと検討等できないと言われ、話が進められなかった。
- Xは、X発明を最も活かせる構造は、本件特許発明の技術的範囲にあると思われたため、X発明を実施（事業化）するには、本件特許に抵触可能性を解消する必要性があると判断した。

かかる陳述内容等をもとに、知財高裁は、次の理由から、Xの利害関係を認めました。

すなわち、Xは、製造委託等の方法によりX発明の実施を計画し、事業化に向けて特許出願、試作品の製作、インターネットを通じた業者との接触など計画の実現に向けた行為を行っており、また、X発明の実施に当たって本件特許との抵触があり得るということから、本件特許の無効を求めることについてXは十分な利害関係を有すると知財高裁は判断しました。

これについてY社は、事業に必要となる製造設備や資金、販売ルート等を備えた企業等が、特許発明の実施に該当する事業の準備を行うとともに、請求人が、その事業の一部において主体的に関与していることが必要であり、そのような事情の認められない本件では、利害関係を肯定できないと主張しました。

次ページへ続く

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

しかし、知財高裁は、上記の要求は、製造委託先を求めようとしても、相手方となるべき企業等が、本件特許との抵触のおそれを理由に交渉を渋るというような場合には、直ちに本件特許の無効審判を請求することはできず、自ら製造設備の導入等の準備行為を行わなければならないという帰結になりかねない、すなわち、経済的なリスクを負担した後でなければ無効審判請求はできないとするのは不合理として、かかるY社の主張を退けました。

このように本件は、無効審判請求ができる利害関係人の意義の理解に役立ち、実務上参考になりうることから紹介させていただきました。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商標法4条1項11号該当性を肯定して審決を取り消した事例

石津 真二
Shinji Ishizu
PROFILEはこちら

知財高裁（1部）平成29年10月25日判決（平成29年（行ケ）第10053号）裁判所ウェブサイト〔千鳥屋事件〕

→裁判例はこちら

本件は、被告Yが有していた、指定商品を第30類「茶、コーヒー及びココア、調味料、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、穀物の加工品、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドッグ、ミートパイ、ラビオリ」とする「千鳥屋（標準文字）」なる登録商標（「本件商標」）につき、原告Xが、本件商標の指定商品中、「サンドイッチ、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ」（「本件指定商品」）について、本件商標が各引用商標（いずれも指定商品を第30類「菓子、パン」とし、それぞれ「チドリヤ」「CHIDORIYA」との文字を横書きしてなる商標）と類似し、かつ、類似する商品について使用するものであって商標法4条1項11号に該当し無効であるとして商標登録無効審判を請求したものの、特許庁が商標非類似であり本件商標は有効との審決を下したため、Xが当該審決の取消訴訟を提起した事案です。知財高裁は、大要、以下のとおり判示して（下線は筆者による。）、本件商標は各引用商標と類似するとして商標法4条1項11号該当性を肯定し、審決を取り消しました。

① 外観・観念・称呼

✓本件商標が漢字であり、各引用商標は片仮名又はローマ字であるから、外観は異なる。もっとも、外来語以外でも同一語の漢字表記と片仮名表記又はローマ字表記が併用されることが多く見られる事情があること、「千鳥屋」をローマ字で表記することも一般的に行われていることが認められることなどを考慮すると、本件指定商品及び各引用商標の指定商品の需要者にとって、文字種が異なることは、本件商標と各引用商標が別異のものであることを認識させるほどの強い印象を与えるものではない。

✓本件商標は、「千鳥屋」との菓子屋の屋号又は商号との観念を生じるところ、本件商標の登録査定時において、「千鳥屋」が、九州地区、関西地区、関東地区では著名な菓子屋の屋号及び商号であり、「千鳥屋」という屋号及び商号が全国的にその名を知られているものであること等から、各引用商標からも「千鳥屋」との菓子屋の屋号又は商号との観念を生じる。

✓本件商標と各引用商標は、いずれも「チドリヤ」との称呼が生じ、同一である。

② 取引の実情

✓本件指定商品及び各引用商標の指定商品は、いずれも基本的には、さほど高価とはいえない日常的に消費される性質の商品（食品）であり、これらは同一の営業主により製造又は販売されることがあり、同一店舗で取り扱われることも多く、類似の商品であり、その取引者、需要者には、広く一般の消費者が含まれるから、商品の同一性を識別するに際して、その名称、称呼の果たす役割は大きく、重要な要素となるというべきである。なお、一般の消費者としては、商標の外観を見て商品の出所を判断することも少なくないと考えられるものの、本件商標と各引用商標の外観については別異のものであることを認識させるほどの強い印象を与えるものではない。そうすると、本件商標と各引用商標の類否を判断するに当たっては、上記のような取引の実情をも考慮すると、外観及び観念に比して、称呼を重視すべきであるといえる。

商標の類否は、外観、観念、称呼等によって需要者等に与える印象、記憶、連想等を総合して、取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきとされており（最高裁昭和43年2月27日判決（民集22巻2号399頁））、本判決もこの考えに沿って判断されていますが、取引の実情を踏まえて外観及び観念に比して称呼を重視すべきであるとの判断がなされていることは注目すべき点であり、今後、日常的に消費される食品等の商品に関する同種事案に影響を及ぼし得るものとして参考となると思われます。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

建築の著作物の著作者性を否定した事例

富田 詩織
Shiori Tomida
PROFILEはこちら

知財高裁（3部）平成29年10月13日判決（平成29年（ネ）第10061号）裁判所ウェブサイト〔「ステラ・マッカートニー青山」店舗設計事件〕

→裁判例はこちら

本件は、本件建物（「ステラ・マッカートニー青山」店舗）の外装スクリーン部分の設計に関与したと主張する控訴人（一審原告）Xが、被控訴人（一審被告）Y1らに対し、自らがその共同著作者又は本件建物を二次的著作物とする原著作物（X設計資料及びX模型に基づくXの提案内容）の著作者であるにもかかわらず、①Y1が、本件建物の著作者をY1のみであると表示してデザイン賞に応募し、同表示に基づいて賞を受賞したことや、②Y1の上記表示を受けて、Y2が、そのように表示された書籍を発行、販売してこれを継続していることが、それぞれXの有する著作者人格権（氏名表示権）を侵害すると主張して、Xが本件建物について著作者人格権（氏名表示権）を有することの確認や損害賠償等を求めた事例です。

原審（東京地裁（47部）平成29年4月27日判決（平成27年（ワ）第23694号））は、本件建物外観（外装スクリーン部分に限られない。）の設計に関し、X代表者の創作的関与並びに共同創作の意思及び事実を認めず、また、本件建物外観をX外観設計の二次的著作物とも認めませんでした。

これに対し、Xは、①X外観設計は、単なるアイデアではなく、具体的な表現である、②X外観設計は、創作性を有するものであり、表現としてありふれているとはいえない、③したがって、X外観設計は、それ自体「建築の著作物」であるとともに、「美術の著作物」又は単なる「美術」の範囲に属する「著作物」にも該当する、④Y1は、X外観設計の本質的特徴を複製又は翻案する形で本件建物外観を設計したから、本件建物外観はX外観設計を原著作物とする二次的著作物にあたると主張しました。

本判決は、以下のとおり判断して、Xの「建築の著作物」（本件建物）の創作への関与は認められないとしました。

- Xは、X設計資料を作成するにあたり、外装スクリーン部分以外は全てY1作成に係る資料を流用しており、手を加えていない。したがって、X外観設計のうち外装スクリーンを除くその余の部分については、そもそもX代表者の創作的関与を認める余地がない。
- 外装スクリーン部分について、X設計資料及びX模型に基づくX代表者の提案内容が「建築の著作物」の創作に関与したと認め得るだけの具体性ある表現とはいえない。
- Xは、X代表者の提案が「実際建築される建物に用いられる組亀甲柄より大きいイメージ」として作成されていた点に関し、「具体的な建物の外観が視覚的に、一般人にとって看取可能な形で図面上表現されていれば、それは具体的な表現である」などとも主張するが、格子の大きさ一つとっても、その大きさ次第で、いくらでも集合体としての外観デザインが変わり得るから、Xが想定していた現実の外観は、X設計資料及びX模型をもってしては、いまだ「視覚的に、一般人にとって看取可能な形で図面上表現されていた」といえない。

法律論としては、不正競争防止法についての事例であるコメダ珈琲事件（東京地決（29部）平成28年12月19日（平成27年（ヨ）第22042号）裁判所ウェブサイト）を含め、店舗デザインに対する法的保護が注目されています。また、建築業界においては、本件の「外観スクリーン」を含むファサード（店舗の正面部分）のデザイン競争は特に重要視される部分かと思います。本判決は、事例判断ではありますが、店舗の「外装スクリーン」につき、設計資料及び模型を作成することのみによっては、「建築の著作物」の創作に関与したとは認められないとした事例として、建築の著作物の著作者を検討するにあたり、実務上参考になるものと考えます。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

秘密保持契約違反の成否に関し、秘密情報性を否定した事例

重冨 貴光
Takamitsu Shigetomi
PROFILEはこちら

東京地裁（40部）平成29年10月25日判決（平成28年（ワ）第7143号）裁判所ウェブサイト〔水産加工品事件〕

→裁判例はこちら

本件は、水産加工品等の企画・開発及び販売等を業とする株式会社である原告が、①被告甲は、原告との間の秘密保持に関する合意に違反し、原告在職中に転職先である被告会社及び被告会社の代表取締役であった被告乙に対して原告の取引先等の機密情報を開示し、被告会社への転職後に当該機密情報を使用して営業等を行うとともに、被告会社及び被告乙は、被告甲と共謀して、当該機密情報を利用して原告の取引先に対する営業活動等を行ったと主張して、債務不履行責任等に基づいて、被告らに対し、損害賠償金等の支払等を求めた事案です。

東京地裁は、前提として、原告と被告甲との間で締結された退職後の秘密保持義務を負う合意（「本件秘密保持条項」）の有効性に関し、その内容が合理的で、被用者の退職後の行動を過度に制約するものでない限り、有効と解されるべきであるとして、本件秘密保持条項の対象が「機密事項」であり、使用者が機密事項として「指定する」ことが前提とされていることに照らすと、当該機密事項については、公然と知られていないこと、原告の業務遂行にとって一定の有用性を有すること、原告において従業員が秘密と明確に認識し得る形で管理されていることを要すると解すべきであり、これを前提とする限りにおいて、本件秘密保持条項は有効というべきと判断しました。

その上で、東京地裁は、原告が機密情報に該当すると主張した各書類が本件秘密保持条項における機密情報に該当するか否かを検討し、その結果として、機密情報該当性を否定しました。すなわち、製品規格書、製造作業工程表、原価計算書については、原告の役員及び従業員が各自のコンピュータからアクセス可能なサーバに保管されており、原告従業員がこれらの情報を閲覧、印刷及び複製できる状態にあったこと、原告得意先・粗利管理表についても従業員のパソコンからアクセスすることができたことをそれぞれ認定し、これらの各書類に記載された情報は、原告において従業員が秘密と明確に認識し得る形で管理されていたとはいえないとして、被告甲が秘密保持義務を負う機密情報には当たらないとしました。加えて、東京地裁は、被告甲が本件機密情報を取得し、使用したとは認められないとして、原告の請求を棄却しました。

本件は、使用者と被用者との退職後の秘密保持契約に関する事例判決ですが、本件秘密保持条項によって機密情報として保護義務を課すためには、当該機密情報について被用者が秘密と明確に認識し得る形で管理されていることを要するとしています。使用者が自己の営業秘密の保護を求めるためには、不正競争防止法2条6項の営業秘密として秘密管理を行うことが必要ですが、実務上、秘密保持契約においても同様の管理を行うことが重要です。

秘密管理措置に関しては、経済産業省が「営業秘密管理指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」を公表していますので、ご参考下さい。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。